2　新令第百五十五条の二十五（各号列記以外の部分に限る。）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）が平成二十六年十月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3　新令第百五十五条の二十五の規定を適用する場合において、改正法附則第百十二条第二項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用があるときは、新令第百五十五条の二十五中「第六十八条の十五の五（連結親法人が同条第一項」とあるのは、「第六十八条の十五の五（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百十二条第二項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含むものとし、連結親法人が租税特別措置法第六十八条の十五の五第一項」とする。

第十条　地価税法施行令（平成三年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

（地価税法施行令の一部改正）

第十五条第一号中「第百三十八条第三号」を「第百三十八条第一項第五号」に改める。

第十一条　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

（法人税法施行令の一部改正）

附則第八条第一項後段及び第四項を削り、同条第三項中「改正法第九条」を「平成二十六年改正法第十三条」に、「新震災特例法」を「平成二十六年新震災特例法」に、「新令」を「平成二十六年新令」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十六号）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）」に、「新震災特例法施行令」を「平成二十六年新震災特例法施行令」に改め、同項の表中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「新令」を「平成二十六年新令」に改め、同項の表中「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下「改正法」という。）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十二条の四の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号。以下「平成二十六年改正法」という。）第十条の規定による改正後の租税特別措置法第四十二条の四（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合における法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百三十八号）による改正後の法人税法施行令（以下「平成二十六年新令」という。）第百三十九条の十（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定の適用については、同条中「試験研究費の額に係る法人税額」、「同法」とあるのは、「試験研究費の額に係る法人税額」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）、租税特別措置法」とする。

附則第十二条第一項後段及び第四項を削り、同条第三項中「、新震災特例法」を「、平成二十六年新震災特例法」に、「新令」を「平成二十六年新令」に、「新震災特例法施行令」を「平成二十六年新震災特例法施行令」に改め、同項の表第一号の項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「新令」を「平成二十六年新令」に改め、同項の表第一号の項中「第六十八条の十五の六第一項後段」を「第六十八条の十五の七第一項後段」に、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）第十条」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　改正法附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する平成二十六年改正法第十条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の九（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用がある場合における平成二十六年新令第百五十五条の二十五（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）の規定の適用については、同条第二号中「試験研究費の額に係る法人税額」、同法」とあるのは、「試験研究費の額に係る法人税額」（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、租税特別措置法」とする。

（法人税法施行令の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の法人税法施行令の一部を改正する政令（次項において「新平成二十五年改正令」という。）附則第八条（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

2　新平成二十五年改正令附則第十二条（連結留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額に関する経過措置）の規定は、連結法人の施行日以後に終了する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「これらの規定を同法第百四十五条第一項」を「同法第百四十四条の十二第二項」に、「及び第百四十五条第一項」を「及び第百四十四条の十三第十二項」に、「第百三十三条第一項（同法第百四十七条において準用する場合を含む。）」を「第百三十三条第一項」に、「第三項まで（同法第百四十七条」を「第三項まで（同項の規定を同法第百四十七条の四第三項」に、「又は第百三十五条第二項」を「、第百三十五条第二項」に、「第七項の規定」を「第七項、第百四十四条の十二第一項、第百四十七条の三第一項又は第百四十七条の四第一項若しくは第二項の規定」に改める。